

特定非営利活動法人えんじょいんと定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人えんじょいんという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市東区東山町5番1-18号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く市民の方に対して、重度重複障害者を含む生きづらさを抱える方の地域生活を支援し、その質を高めるための事業を行い、市民、行政、企業との連携の中で、生きづらさを抱える方やその家族をも含めた地域住民が、人間としての尊厳を守り、その人らしく生きることのできる、人に優しい福祉の街づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ノーマライゼーション普及啓発事業
- ② 自己啓発、文化振興、レクリエーション事業
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業

- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ⑦ 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく第1号事業
- ⑧ 介護保険法に基づく訪問看護事業・健康保険法に基づく訪問看護事業
- ⑨ 安全な食提供事業
- ⑩ 農産物等買取・仲介事業

(2) その他の事業 なし

第3章 会員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次2種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」と言う。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動等に協力する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上9名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名以上を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 前各項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第 1 項で定めている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行うとともに、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	得本 令子
副理事長	西原 由美
副理事長	西川 洋一
副理事長	沖原 真理子
理事	谷崎 あけみ

同	原田 明
同	花倉 法恵
同	東條 みのり
同	得本 真人
監事	北村 有司
監事	三原 豊

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年6月1日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から26年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、そ次に掲げる額とする。

- (1) 正会員(個人) 入会金0円年会費 1,000円
- (2) 正会員(団体) 入会金0円年会費 2,000円
- (3) 賛助会員(個人) 入会金0円年会費 500円
- (4) 賛助会員(団体) 入会金0円年会費 1,000円

附則

この定款は2018年9月27日から施行する。

この定款は2020年10月29日から施行する。

この定款は2022年4月13日から施行する。

この定款は2022年8月29日から施行する

この定款は2023年8月17日から施行する。

この定款は2025年 月 日から施行する。

2025 年度事業計画書

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

法人名 特定非営利活動法人えんじょいんと

1 事業実施の方針

定款を変更して支援の対象者を重度重複障害者を含む生きづらさを抱える方とその家族と枠を広げた。障害者、生活困難者、高齢者、病者、ひきこもり状態にある人とその家族を想定している。これらの方たちは、食の問題を抱えながらも、そのことに気付かず暮らしている方も多いのではないだろうか。食に関する啓発の必要がある。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事項

事業名	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従業者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	支出見込み額 (単位：円)
自己啓発、文化 振興、レクリエ ーション事業	コンサート 座談会 講演会 セミナー	(A)2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで (B)東区地域福祉 センター等 (C)6 人	(D)広島市近 隣市町村 住民 (E)200 人	20.000
安全な食提供 事業	料理教室 試食会	(A) 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで (B)公民館、身障者 センターの料理 室、えんじょいん と本部 (C)12 人	(D)広島市近 隣市町村 住民 (E)100 人	40.000
農 産 物 等 買 取・仲介事業	広島近郊の有機農業や無農薬農業 をしている農家や個人を探し買取 や仲介の可否を調べ、実際に試行 する。	(A) 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで (B)近郊農家など (C)3 人	(D)広島市近 隣市町村 住民 (E)120 人	40.000

ノーマライゼーション普及啓発事業	実施予定なし
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	実施予定なし
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	実施予定なし
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	実施予定なし
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	実施予定なし
介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく第1号事業	実施予定なし
介護保険法に基づく訪問看護事業・健康保険法に基づく訪問看護事業	実施予定なし

(2) その他の事業 規定なし

2026 年度事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

法人名 特定非営利活動法人えんじょいんと

1 事業実施の方針

一人を本部に常駐させ、普通廃棄されることの多い大根やニンジンの葉や、渋柿の皮、緑茶・紅茶の出し殻、広島独自の広島菜や、矢賀ちしゃ、狩留家なすを使用した食品を開発し、売り出す。安全な食提供事業、農産物等買取・仲介事業は継続させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事項

事業名	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従業者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	支出見込み額 (単位：円)
自己啓発、文化 振興、レクリエ ーション事業	コンサート 座談会 講演会 セミナー	(A)2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで (B)東区地域福祉 センター等 (C)6 人	(D)広島市近 隣市町村 住民 (E)200 人	20.000
安全な食提供 事業	料理教室 試食会	(A) 2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで (B)公民館、身障者 センターの料理 室、えんじょいん と本部 (C)12 人	(D)広島市近 隣市町村 住民 (E)100 人	40.000
農産物等買 取・仲介事業	広島近郊の有機農業や無農薬 農業をしている農家や個人を 探し買取や消費者への仲介を 継続する。	(A) 2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで (B)近郊農家など (C)3 人	(D)広島市近 隣市町村 住民 (E)120 人	40.000

ノーマライゼーション普及啓発事業	実施予定なし
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	実施予定なし
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	実施予定なし
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	実施予定なし
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	実施予定なし
介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく第1号事業	実施予定なし
介護保険法に基づく訪問看護事業・健康保険法に基づく訪問看護事業	実施予定なし

(2) その他の事業 規定なし

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人えんじょいノ

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30000		
賛助会員受取会費		30000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	10000	10000	
3. 受取助成金等			
受取助成金			
受取補助金			
4. 事業収益			
自己啓発、文化振興、レクリエーション事業収益	50000		
安全な食提供事業収益	100000		
農産物等買取・仲介事業収益	100000	250000	
5. その他収益			
受取利息	70		
雑収益		70	
経常収益計			290070
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
ボランティア評価費用			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	25000		
印刷製本費			
通信運搬費	25000		
消耗品費	25000		
食材購入費	12500		
農産物等買取費	12500		
支払利息			
その他経費計	100000		
事業費計		100000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			100000

科目	金額		
当期経常増減額			190070
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
2. 過年度損益修正益			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1. 固定資産売却損			
2. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
税引前当期正味財産増減額			
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			190070
前期繰越正味財産額			69324
次期繰越正味財産額			259394

※ その他の事業は実施を規定していません。

(注) 各科目は標準的なものを掲げています。適宜、必要な科目を追加、削除してください。

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から

令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人えんじょいんと

(単位:円)

科目		金額		
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	30000		30000	
賛助会員受取会費				
2. 受取寄附金				
受取寄附金	10000		10000	
3. 受取助成金等				
受取助成金				
受取補助金				
4. 事業収益				
自己啓発、文化振興、レクリエーション事業収益	50000			
安全な食提供事業収益	100000			
農産物等買取・仲介事業収益	100000		250000	
5. その他収益				
受取利息	70			
雑収益			70	
経常収益計				290070
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
給料手当				
ボランティア評価費用				
法定福利費				
福利厚生費				
人件費計	0			
(2) その他経費				
業務委託費	25000			
印刷製本費				
通信運搬費	25000			
消耗品費	25000			
食材購入費	12500			
農産物等買取費	12500			
支払利息				
その他経費計	100000			
事業費計			1000000	100000
2. 管理費				
(1) 人件費				
役員報酬				
給料手当				
法定福利費				
福利厚生費				
人件費計	0			
(2) その他経費				
会議費				
旅費交通費				
減価償却費				
支払利息				
その他経費計	0			
管理費計			100000	
経常費用計				100000
当期経常増減額				190070
III 経常外収益				

科目		金額	
1. 固定資産売却益 2. 過年度損益修正益 經常外収益計 IV 經常外費用 1. 固定資産売却損 2. 過年度損益修正損 經常外費用計 税引前当期正味財産増減額 法人税、住民税及び事業税 当期正味財産増減額 前期繰越正味財産額 次期繰越正味財産額			
			190070
			259394
			449464

※ その他の事業は実施を規定していません。

(注) 各科目は標準的なものを掲げています。適宜、必要な科目を追加、削除してください。